

平成12年 労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 8〕 保険関係等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、「徴収法」とは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のことである。

- A 労働保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日の翌日に、その事業につき労働保険の保険関係が成立する。
- B 労災保険に係る保険関係が成立している事業が使用労働者数の減少により労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に保険関係が消滅する。
- C 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、徴収法の適用については、原則として、その事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。
- D 事業主が同一人である二以上の同種事業（事業の期間が予定されている事業を除く。）については、当該事業主がそれらの事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることを届け出たときは、徴収法の適用については、これらの事業が一の事業とみなされる。
- E 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した各事業主が行う事業は、徴収法の適用については、そのすべてが一の事業とみなされる。